

# 福岡県公報

平成17年 5 月 30 日  
第 2 3 9 3 号

## 目 次

### 告 示 (第1080号-第1090号)

- 貸金業者の登録の取消しの一部取消し (経営金融課) ..... 1
- 都市計画事業の認可 (公園街路課) ..... 1
- 都市計画事業の認可 (公園街路課) ..... 2
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (都市計画課) ..... 2
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農地計画課) ..... 2
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農地計画課) ..... 3
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農地計画課) ..... 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) ..... 4
- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置の許可の申請の概要 (環境保全課) ..... 4
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) ..... 5
- 建築基準法に基づく特定工程の指定に関する事項 (建築指導課) ..... 6
- 選挙管理委員会**
- 政治団体の平成12年分、平成13年分、平成14年分及び平成15年分収支報告書の要旨の一部訂正 (地 方 課) ..... 6
- 公安委員会**
- 道路交通法第108条の 4 第 1 項の規定に基づく指定講習機関の指定の一部改正 (警察本部運転免許試験課) .....10
- 正 誤**
- 再掲 (平成十七年四月二十二日福岡県公報第二千三百七十九号増刊

①) 中正誤.....10

## 告 示

### 福岡県告示第1080号

貸金業の規制等に関する法律 (昭和58年法律第32号) 第41条の規定に基づき、平成17年 4 月福岡県告示第807号で登録の取消処分を公告した貸金業者のうち、次の貸金業者については、当該処分を取り消したので、公告する。

平成17年 5 月 30 日

福岡県知事 麻 生 渡

商号又は名称及び氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)	主たる営業所の所在地	登録番号及び登録年月日	行政処分の年月日及び内容	適用条文
ファーストコーポレーション 浦鶴 健次郎	福岡市博多区博多 駅東 2 丁目 4 番30 号いわきビル406 号室	福岡県知事 (1)第07768号 平成14年 7 月15日	平成17年 4 月 4 日 登録取消処分	貸金業の規制等に関する法律第38条第 1 項

### 福岡県告示第1081号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第59条第 1 項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第 1 項の規定により次のように告示する。

平成17年 5 月 30 日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 施行者の名称  
那珂川町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
那珂川都市計画公園事業 2・3・16号安德南公園
- 3 事業施行期間  
平成17年 5 月30日から平成18年 3 月31日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分  
筑紫郡那珂川町大字下梶原地内
- (2) 使用の部分  
なし

### 福岡県告示第1082号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年5月30日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 施行者の名称  
春日市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
福岡都市計画道路事業団 7・7・90 側道春日原3号線
- 3 事業施行期間  
平成17年5月30日から平成27年3月31日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分  
春日市春日原東町2丁目地内
- (2) 使用の部分  
なし

### 福岡県告示第1083号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、小郡市三沢東土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成17年5月30日

福岡県知事 麻生 渡

就任した理事

氏 名	住 所
石 坂 誠 治	福岡市早良区小田部1丁目16番9号
小 野 善 嗣	小郡市三沢4209番地
古 賀 隆	八女郡立花町大字兼松812番地
佐 藤 文 代	小郡市横隈807番地の5
脇 山 雅 範	春日市大和町5丁目1番地1

### 福岡県告示第1084号

稲吉土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年5月30日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 退任理事

氏 名	住 所
能 塚 正 義	小郡市下西鯉坂123番地
柳 禎 憲	〃 下岩田792番地2
中 村 憲 一	〃 稲吉7番地1
大 中 弘 毅	〃 二森76番地1
野 瀬 昌 隆	〃 二夕1144番地2
黒 岩 太 雲	〃 古飯560番地3
井 手 寛 喜	〃 平方66番地1
佐久間 和 男	〃 光行258番地
武 田 正 則	〃 八坂1502番地3
永 利 智 昭	〃 上西鯉坂116番地
天 本 光 希 雄	〃 大崎1009番地5
野 瀬 清	久留米市宮ノ陣町八丁島1737番地5

#### 2 退任監事

氏名	住所
柳 健一	小郡市下岩田345番地
牟田 満	〃 八坂1243番地
佐々木 勉	〃 八坂231番地

## 3 就任理事

氏名	住所
柳 禎憲	小郡市下岩田792番地2
佐々木 勉	〃 八坂231番地
中村 憲一	〃 稲吉7番地1
大中 弘毅	〃 二森76番地1
野瀬 昌隆	〃 二夕1144番地2
黒岩 太雲	〃 古飯560番地3
井手 寛喜	〃 平方66番地1
佐久間 和男	〃 光行258番地
鶴本 一彦	〃 下西鯨坂928番地
末次 正月	〃 上西鯨坂1089番地
天本 恵俊	〃 大崎742番地67
野瀬 清	久留米市宮ノ陣町八丁島1737番地5

## 4 就任監事

氏名	住所
古賀 久雄	小郡市八坂983番地2
山田 虎幸	〃 稲吉1143番地
高松 政明	〃 上西鯨坂834番地1

## 福岡県告示第1085号

友枝土地改良区から役員の内任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年5月30日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 退任理事

氏名	住所
森 正夫	築上郡大平村大字土佐井807番地1
小林 幸博	〃 〃 大字西友枝1082番地
加来野 末雄	〃 〃 大字西友枝356番地
山本 健之佐	中津市2146番地（栄町1丁目）
三田 敏和	築上郡大平村大字東上1616番地1
山本 盛文	〃 〃 大字東上1246番地2
新見 修	〃 〃 大字土佐井441番地

## 2 退任監事

氏名	住所
谷中 貞則	築上郡大平村大字土佐井1226番地

## 3 就任理事

氏名	住所
森 正夫	築上郡大平村大字土佐井807番地1
小林 幸博	〃 〃 大字西友枝1082番地
加来野 末雄	〃 〃 大字西友枝356番地
山本 健之佐	中津市2146番地（栄町1丁目）
三田 敏和	築上郡大平村大字東上1616番地1
山本 盛文	〃 〃 大字東上1246番地2
新見 修	〃 〃 大字土佐井441番地

## 4 就任監事

氏名	住所
上島 安弘	築上郡大平村大字東上289番地
相良 文義	〃 〃 大字西友枝641番地

**福岡県告示第1086号**

久保白ダム土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年5月30日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 退任理事

氏 名	住 所
飯 田 勝 司	飯塚市菰田西2丁目5番5号

## 2 退任監事

氏 名	住 所
桑 名 正 明	飯塚市大字伊岐須1番地の245

## 3 就任理事

氏 名	住 所
梶 原 善 充	飯塚市大字幸袋781番地の248

## 4 就任監事

氏 名	住 所
工 藤 順 一	飯塚市大字伊岐須514番地の4

**福岡県告示第1087号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成17年5月30日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 （仮称）サンキ中間店

(2) 所在地 福岡県中間市中鶴4丁目1604番地1号 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし**福岡県告示第1088号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成17年5月30日から同年6月20日までの間、福岡県環境部環境保全課及び苅田町民生部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成17年5月30日

福岡県知事 麻生 渡

## 申請の概要

## 1 申請者の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 トヨタ自動車九州株式会社

住 所 鞍手郡宮田町大字上有木字平山1番

代表者の氏名 代表取締役 渡辺 顯好

## 2 事業場の名称及び所在地

名 称 トヨタ自動車九州株式会社苅田工場

所 在 地 京都郡苅田町鳥越町9番2

## 3 設置しようとする特定施設に関する事項

種 類	
	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の65に掲げる施設（アルカリによる表面処理施設）

能力	0.8分/個 1基		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可の日から10日後		
使用開始予定年月日	平成17年7月1日		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続20時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	10~10.8	
	汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	0	4

## 4 設置しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

種類	総合排水処理場				
型式	生物処理を主とした複合処理方式				
構造	コンクリート構造及び鋼板構造				
主要寸法 (mm)	縦×横×高さ 16,000×35,000×4,100				
能力	300m <sup>3</sup> /日				
処理方式	加圧浮上、生物処理、砂ろ過及び活性炭吸着				
工事着手予定年月日	許可後				
工事完成予定年月日	許可の日から10日後				
使用開始予定年月日	平成17年7月1日				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間				
使用時間の季節的変動の概要	なし				
汚水等の処理施設の使用時にお	項目	処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	6~10	6~10	6~8	5.8~8.6

ける当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	56	70	8	10
	化学的酸素要求量 (mg/l)	68	85	12	15
	浮遊物質質量 (mg/l)	52	65	16	20
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/l)	20	25	2	2
	窒素含有量 (mg/l)	20	25	12	15
	りん含有量 (mg/l)	6	7	0.8	1
	汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	240	300	240	300

## 5 排出水の汚染状態及び量に関する事項

当該排水口における汚染状態の通常値及び最大の値	事業場から排出される排出水の排水口	総合排水処理場の排水口	
	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	6~8	
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	8	10
	化学的酸素要求量 (mg/l)	12	15
	浮遊物質質量 (mg/l)	16	20
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/l)	2	2
	窒素含有量 (mg/l)	12	15
	りん含有量 (mg/l)	0.8	1
	排出水量 (m <sup>3</sup> /日)	240	300

## 福岡県告示第1089号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年5月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年5月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人悠心会

(2) 代表者の氏名

中村 猛志

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県太宰府市大字吉松99番地17

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者等に対して、福祉に関する事業を行い、誰もがあきらめず自分らしく生きていける共存した社会を実現し、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1090号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項の規定に基づき、特定工程の指定をするので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定により特定工程の指定に関する事項を次のように公示する。

平成17年5月30日

福岡県知事 麻生 渡

中間検査を行う区域	中間検査を行う期間	中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模	指定する特定工程	指定する特定工程後の工程	その他特定行政庁が必要と認める事項
法第4条第1項又は第2項の規定	平成17年7月1日から平成	主要構造部（屋根及び階段を除く。）の全部又は一部を木造としたもので、住宅	屋根の小	構造耐力上	なし
			屋組工事	主要な軸組	
			及び構造	及び耐力壁	

により建築主事を置く市町村の区域を除く福岡県の全域

20年6月30日まで

の用途に供する建築物（新築に限る。）ただし、次に掲げるものを除く。

- 法第6条の3第1項第1号及び第2号に掲げる建築物
- 法第18条第3項の規定により確認済証の交付を受けた建築物
- 法第85条第3項及び第4項の規定により許可を受けた建築物
- 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する住宅性能評価を受けた建築物
- 枠組壁工法、木質プレハブ工法、丸太組構法を用いた建築物及び免震建築物
- 平成14年6月30日以前に法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認の申請がされた建築物
- 平成14年7月1日から平成17年6月30日までの期間に法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認の申請がされた建築物のうち都市計画区域外にあるもの

耐力上主要な軸組及び耐力壁工事の工程

を覆う外装工事（屋根ふき工事を除く。）及び内装工事の工程

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、高山博光後援会の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した政治団体の平成12年分収支報告書の要旨（平成13年11月19日福岡県選挙管理委員会告示第111号）、平成13年分収支報告書の要旨（平成14年11月1日福岡県選挙管理委員会告示第84号）、平成14年分収支報告書の要旨（平成15年11月21日福岡県選挙管理委員会告示第124号）及び平成15年分収支報告書の要旨（平成16年11月17日福岡県選挙管理委員会告示第132号）の一部を、次のとおり訂正する。

平成17年5月30日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

高山博光後援会の項を次のとおり改める。

○政治団体の平成12年分収支報告書の要旨

No. 274 高山博光後援会

高山 博光

指定市議福岡

報告年月日 平成13年02月19日

1	収入・支出の総額	
(1)	収入総額	10,616,017円
	ア 前年からの繰越額	5,613,517円
	イ 本年収入	5,002,500円
(2)	支出総額	8,514,555円
(3)	翌年への繰越額	2,101,462円
2	本年収入・支出の内訳	
(1)	収入の内訳	
	イ 寄附	5,002,500円
	(ア) 寄附 (内訳別掲)	5,002,500円
	a 個人からの寄附	5,002,500円
	計 (本年収入額)	5,002,500円
(2)	支出の内訳	
	ア 経常経費	4,041,322円

(ア)	人件費	2,246,650円
(イ)	光熱水費	186,457円
(ウ)	備品・消耗品費	428,145円
(エ)	事務所費	1,180,070円
イ	政治活動費	4,473,233円
(ア)	組織活動費	2,216,838円
(ウ)	機関紙誌の発行その他の事業費	1,425,675円
	a 機関紙誌の発行事業費	935,495円
	b 宣伝事業費	490,180円
(エ)	調査研究費	206,442円
(カ)	その他の経費	624,278円
計		8,514,555円

(内 訳)

イ (ア) a	個人からの寄附		
	中村 制	1,500,000円	福岡市西区
	品川 護郎	1,500,000円	長崎県壱岐郡勝本町
	森久 喜八郎	1,500,000円	福岡市南区
	宮崎 国雄	120,000円	北海道札幌市白石区
	長久保 嘉兵衛	100,000円	東京都大田区
	古賀 龍彦	200,000円	福岡市城南区
	その他	82,500円	
小 計		5,002,500円	

○政治団体の平成13年分収支報告書の要旨

No. 274	高山博光後援会
高山 博光	
指定市議福岡	
報告年月日	平成14年02月15日
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	8,433,462円
ア 前年からの繰越額	2,101,462円
イ 本年收入	6,332,000円
(2) 支出総額	6,090,978円
(3) 翌年への繰越額	2,342,484円
2 本年收入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
イ 寄附	6,332,000円
(ア) 寄附	(内訳別掲) 6,332,000円
a 個人からの寄附	6,332,000円
計 (本年收入額)	6,332,000円
(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	3,240,627円
(ア) 人件費	1,767,455円
(イ) 光熱水費	134,254円
(ウ) 備品・消耗品費	284,677円
(エ) 事務所費	1,054,241円
イ 政治活動費	2,850,351円
(ア) 組織活動費	1,473,148円
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	656,917円
a 機関紙誌の発行事業費	656,917円
(エ) 調査研究費	164,050円
(カ) その他の経費	556,236円
計	6,090,978円

(内 訳)		
イ (ア) a 個人からの寄附		
江崎精英	1,500,000円	東京都杉並区
香月洋一	130,000円	直方市
土斐崎セツ子	1,000,000円	福岡市西区
江崎節子	300,000円	東京都杉並区
長久保嘉兵衛	300,000円	東京都大田区
森久喜八郎	1,500,000円	福岡市南区
品川護郎	1,500,000円	長崎県壱岐郡勝本町
その他	102,000円	
小 計	6,332,000円	
○政治団体の平成14年分収支報告書の要旨		
No. 239	高山博光後援会	
高山 博光		
指定市議福岡		
報告年月日	平成15年02月21日	
1 収入・支出の総額		
(1) 収入総額		6,644,284円
ア 前年からの繰越額		2,342,484円
イ 本年收入		4,301,800円
(2) 支出総額		6,644,284円
(3) 翌年への繰越額		0円



2	本年收入・支出の内訳		
(1)	収入の内訳		
イ	寄附	4,301,800円	
(ア)	寄附 (内訳別掲)	4,301,800円	
a	個人からの寄附	4,301,800円	
計	(本年收入額)	4,301,800円	
(2)	支出の内訳		
ア	経常経費	3,160,327円	
(ア)	人件費	1,634,300円	
(イ)	光熱水費	140,068円	
(ウ)	備品・消耗品費	264,284円	
(エ)	事務所費	1,121,675円	
イ	政治活動費	3,483,957円	
(ア)	組織活動費	1,950,277円	
(ウ)	機関紙誌の発行その他の事業費	718,075円	
a	機関紙誌の発行事業費	513,230円	
b	宣伝事業費	204,845円	
(エ)	調査研究費	180,690円	
(カ)	その他の経費	634,915円	
計		6,644,284円	
	(内 訳)		
イ (ア) a	個人からの寄附		
長久保 嘉兵衛		200,000円	東京都大田区
森久 喜八郎		1,500,000円	福岡市南区
品川 護郎		1,500,000円	長崎県壱岐郡勝本町
古賀 龍彦			

	高山 博光	200,000円	福岡市城南区
	高山 博光	633,600円	福岡市城南区
	その他	268,200円	
	小 計	4,301,800円	
○政治団体の平成15年分収支報告書の要旨			
No.	272	高山博光後援会	
高山 博光			
指定市議福岡			
報告年月日 平成16年02月26日			
1	収入・支出の総額		
(1)	収入総額		4,366,143円
ア	前年からの繰越額		0円
イ	本年收入		4,366,143円
(2)	支出総額		4,366,143円
(3)	翌年への繰越額		0円
2	本年收入・支出の内訳		
(1)	収入の内訳		
イ	寄附		3,813,143円
(ア)	寄附 (内訳別掲)		3,813,143円
a	個人からの寄附		3,813,143円
ウ	機関紙誌の発行その他の事業による		553,000円
(内訳別掲)			
計	(本年收入額)		4,366,143円
(2)	支出の内訳		
ア	経常経費		2,254,679円
(ア)	人件費		1,234,506円
(イ)	光熱水費		128,704円
(ウ)	備品・消耗品費		263,816円

(エ) 事務所費	627,653円	
イ 政治活動費	2,111,464円	
(ア) 組織活動費	699,528円	
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	1,065,013円	
a 機関紙誌の発行事業費	524,570円	
b 宣伝事業費	540,443円	
(エ) 調査研究費	86,920円	
(カ) その他の経費	260,003円	
計	4,366,143円	
(内 訳)		
ウ 機関紙誌の発行その他の事業による 忘年会（会費）	553,000円	
小 計	553,000円	
イ (ア) a 個人からの寄附 和佐野 雅拓	500,000円	福岡市城南区
江崎 精英	500,000円	東京都杉並区
江崎 節子	500,000円	東京都杉並区

恵良 光男	60,000円	福岡市中央区
上瀧 満儀	410,000円	福岡市城南区
森久 喜八郎	1,500,000円	福岡市南区
高山 博光	237,643円	福岡市城南区
その 他	105,500円	
小 計	3,813,143円	

**公安委員会**

**福岡県公安委員会告示第103号**

道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成2年9月福岡県公安委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

平成17年5月30日

福岡県公安委員会

「  
うきは市立自動車学校  
うきは市浮羽町浮羽469-14  
堀 万 治  
」  
を  
「  
うきは市立自動車学校  
うきは市浮羽町浮羽469-14  
怡 土 康 男  
」  
に改める。

**正 誤**

発行年月日	公報番号	種 類	同上番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
				11	○		16	挿入	目次中「第1条」を「第1条の三」に改める。	



発行 福岡市博多区東公園七番七号  
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売印刷 福岡市東区箱崎六丁目六番四二号  
株式会社 川島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)